

## — 資料編 —

## 資料 1

### 策定経過

| 年月日              | 内 容                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 令和 3 年 2 月 8 日   | 北上市産業ビジョン策定方針（庁議決定）                                                  |
| 令和 3 年 2 月 26 日  | 観光ビジョン推進委員会<br>・観光ビジョンの評価に対する意見聴取                                    |
| 令和 3 年 3 月 1 日   | 農政審議会<br>・農業ビジョンの評価に対する意見聴取                                          |
| 令和 3 年 3 月 25 日  | 産業ビジョン商業部門検討委員会<br>・商業ビジョンの評価に対する意見聴取                                |
| 令和 3 年 4 月 30 日  | 工業振興審議会<br>・工業振興計画の評価に対する意見聴取                                        |
| 令和 3 年 6 月 22 日  | 第 1 回産業ビジョン策定委員会<br>・北上市産業ビジョン（H26～R2）の評価<br>・次期産業ビジョンの骨子（案）に対する内容検討 |
| 令和 3 年 6 月 30 日  | 第 1 回北上市産業連携推進会議<br>・北上市産業ビジョン（H26～R2）の評価<br>・次期産業ビジョンの骨子（案）に対する意見聴取 |
| 令和 3 年 7 月 7 日   | 第 1 回産業ビジョン策定にかかる作業部会<br>・部門別計画の策定についての説明                            |
| 令和 3 年 7 月 9 日   | 工業振興審議会<br>・産業ビジョン工業部門計画の骨子（案）に対する意見聴取                               |
| 令和 3 年 7 月 13 日  | 農政審議会<br>・産業ビジョン農業部門計画の骨子（案）、林業部門計画の骨子（案）に対する意見聴取                    |
| 令和 3 年 7 月 20 日  | 第 2 回産業ビジョン策定にかかる作業部会<br>・産業ビジョン全体の構成についての説明、意見交換                    |
| 令和 3 年 9 月 14 日  | 第 3 回産業ビジョン策定にかかる作業部会<br>・産業連携部門別計画に対する意見交換                          |
| 令和 3 年 10 月 7 日  | 工業審議会<br>・産業ビジョン工業部門別計画素案の諮問、答申                                      |
| 令和 3 年 10 月 19 日 | 第 4 回産業ビジョン策定にかかる作業部会<br>・各部門別計画の策定状況の確認                             |
| 令和 3 年 10 月 22 日 | 産業振興アドバイザー会議（書面）<br>・産業ビジョン骨子に対する意見聴取                                |

|                    |                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 令和３年11月２日          | 第５回産業ビジョン策定にかかる作業部会<br>・産業ビジョン素案、産業部門計画素案に対する意見交換                            |
| 令和３年11月11日         | 農政審議会<br>・産業ビジョン農業部門別計画素案、林業部門別計画素案の<br>諮問、答申                                |
| 令和３年11月17日         | 第６回産業ビジョン策定にかかる作業部会<br>・産業ビジョン素案に対する意見交換                                     |
| 令和３年11月24日         | 産業ビジョン商業部門検討委員会<br>・産業ビジョン商業部門別計画素案に対する意見聴取                                  |
| 令和３年11月29日         | 産業ビジョン観光部門検討委員会<br>・産業ビジョン観光部門別計画素案に対する意見聴取                                  |
| 令和３年12月22日         | 第２回産業ビジョン策定委員会<br>・産業ビジョン素案の内容検討                                             |
| 令和４年１月７日           | 北上市 三役協議実施<br>・産業ビジョン素案の内容確認                                                 |
| 令和４年１月19日          | 産業連携推進会議<br>・産業ビジョン素案に対する意見聴取                                                |
| 令和４年２月17日          | 議会全員協議会において説明                                                                |
| 令和４年２月18日<br>～３月４日 | パブリックコメント実施                                                                  |
| 令和４年３月28日          | 庁議決定                                                                         |
| 令和７年４月21日          | 北上市産業ビジョン（中間見直し）方針（庁議決定）                                                     |
| 令和７年４月25日          | 第１回産業ビジョン中間見直しに係る作業部会<br>・中間見直し方針確認、取組状況作成についての説明                            |
| 令和７年５月20日          | 第１回産業ビジョン策定委員会<br>・中間見直し方針・素案確認、進捗状況（成果指標）確認                                 |
| 令和７年７月１日           | 工業振興審議会<br>・産業ビジョン工業部門画の取組状況評価<br>・同計画中間見直しの骨子（案）に対する意見聴取                    |
| 令和７年７月30日          | 第１回北上市産業連携推進会議<br>・産業ビジョン取組状況の評価<br>・中間見直し方針確認<br>・進捗状況（成果指標）及び見直し内容に対する意見聴取 |
| 令和７年８月18日          | 第２回産業ビジョン中間見直しに係る作業部会<br>・第１回産業連携推進会議の内容共有                                   |

|                     |                                                               |
|---------------------|---------------------------------------------------------------|
|                     | ・各部門計画の見直し作業の進捗状況確認                                           |
| 令和7年8月28日           | 農政審議会<br>・産業ビジョン農業部門・林業部門計画の取組状況評価<br>・同計画中間見直しの骨子（案）に対する意見聴取 |
| 令和7年9月26日           | 第2回産業ビジョン策定委員会<br>・成果指標の目標値及び素案検討                             |
| 令和7年10月31日          | 産業ビジョン観光部門検討委員会<br>・産業ビジョン観光部門見直し素案に対する意見聴取                   |
| 令和7年11月5日           | 工業振興審議会<br>・産業ビジョン工業部門見直し素案の諮問、答申                             |
| 令和7年12月23日          | 農政審議会<br>・産業ビジョン農業部門・林業部門計画見直し素案の諮問                           |
| 令和8年3月6日            | 農政審議会での諮問に対する答申                                               |
| 令和8年3月16日           | 第3回産業ビジョン策定委員会<br>・成果指標の目標値及び素案確認                             |
| 令和8年3月19日           | 産業ビジョン商業部門検討委員会<br>・見直し素案に対する意見聴取                             |
| 令和8年3月25日           | 第2回北上市産業連携推進会議<br>・成果指標の見直し後の目標値の確認<br>・見直し素案の確認、意見聴取         |
| 令和8年4月27日           | 北上市 三役協議<br>・産業ビジョン見直し後の素案確認                                  |
| 令和8年5月12日           | 議会全員協議会において説明                                                 |
| 令和8年5月13日<br>～5月26日 | パブリックコメント実施                                                   |
| 令和8年7月6日            | 庁議決定                                                          |

## 資料 2

### 産業ビジョン中間見直しにかかる委員等名簿

#### ・北上市産業連携推進会議

| No. | 役職      | 所属・職名等            | 氏名      |
|-----|---------|-------------------|---------|
| 1   | 会長      | 岩手大学人文社会科学部教授     | 杭 田 俊 之 |
| 2   | 会長職務代理者 | 花巻農業協同組合代表理事副組合長  | 金 田 伸   |
| 3   | 委員      | 北上市森林組合代表理事組合長    | 三 浦 啓 一 |
| 4   | 委員      | 北上市農業委員会会長        | 高 橋 清 久 |
| 5   | 委員      | 北上商工会議所会頭         | 佐 藤 直 也 |
| 6   | 委員      | 北上工業クラブ会長         | 佐 藤 満 義 |
| 7   | 委員      | 北上観光コンベンション協会会長   | 阿 部 大 司 |
| 8   | 委員      | 北上市社会福祉協議会会長      | 小 原 善 則 |
| 9   | 委員      | 北上信用金庫理事長         | 木 村 幸 男 |
| 10  | 委員      | 花巻農業協同組合理事        | 菊 池 千 里 |
| 11  | 委員      | 北上商店街連合会          | 松 村 淑 子 |
| 12  | 委員      | いわて半導体関連人材育成施設長   | 関 照 絵   |
| 13  | 委員      | 東日本旅客鉄道株式会社北上駅副駅長 | 紺 野 康 弘 |
| 14  | 委員      | 北上公共職業安定所所長       | 村 上 弘 道 |

#### ・北上市産業ビジョン策定委員会

| No. | 役職   | 所属・職名等   | 氏名      |
|-----|------|----------|---------|
| 1   | 委員長  | 商工部長     | 高 橋 剛   |
| 2   | 副委員長 | 農林部長     | 高 橋 恵   |
| 3   | 委員   | 政策企画課長   | 島 津 英 樹 |
| 4   | 委員   | 財政課長     | 田 村 貴 洋 |
| 5   | 委員   | 農林企画課長   | 菅 原 育 子 |
| 6   | 委員   | 農業振興課長   | 小田嶋 和 広 |
| 7   | 委員   | 商業観光課長   | 高 橋 顕 祐 |
| 8   | 委員   | 産業雇用支援課長 | 小 山 真 一 |
| 9   | 委員   | 企業立地課長   | 奥 山 大 輔 |

### 資料 3

#### 北上市地域産業振興基本条例

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 16 号

北上市は、北上川と和賀川が合流する地にあり、南部藩と伊達藩の藩境を有し、古くから舟運の河港や街道の宿場町など、交通の要衝として栄えた地である。優良な農地に恵まれ、農業を主要な産業としてきたが、昭和初期以降は、工業振興に力を入れ、農工併進で工業団地整備と企業誘致に積極的に取り組み、東北有数の工業都市として発展を遂げた。また、東北新幹線や東北自動車道等の高速交通網が整備され、人や物が行き交う北東北の十字路として、産業経済活動が活発に展開されてきた。

しかしながら、人口減少など社会環境が大きく変化する中においても、持続的で活力ある地域社会と地域経済を形成していくためには、地域が一体となって知恵や技術を磨き上げ、新たな価値を創造し、魅力と活力ある北上市を次世代へ引き継いでいくことが重要である。そのためには、豊かな自然や美しい景観、民俗芸能や文化、優れた農畜産物、利便性の高い商業環境、ものづくりや人材育成の基盤などの地域資源を活かした地場の産業を創出し、育てていくことが必要である。

この実現に向けて、農林業、商業、工業及び観光業の各産業が強く連携し、市民、事業者、産業経済団体及び行政の全てが協力し、地域の持続的な発展と魅力ある地域産業の振興に取り組んでいくため、北上市の産業振興の基本となる規範として、ここに北上市地域産業振興基本条例を制定する。

#### （目的）

第 1 条 この条例は、産業振興の基本理念を定めることにより、地域産業の振興に関する施策を一体的かつ相乗的に推進し、地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- （２） 事業者 市内において産業活動を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- （３） 産業経済団体 農業協同組合、商工会議所、工業クラブ、観光コンベンション協会、金融機関その他市内において地域産業の振興に関する活動を行う団体をいう。
- （４） 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会等の行政事務を管理執行する機関をいう。

#### （基本理念及び方針）

第 3 条 地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本としながら、

地域資源の積極的な活用と新たな付加価値の創造に向け、事業者、産業経済団体及び市長等が、農林業、商業、工業又は観光業の枠組みを超えて連携し、市民の理解と協力のもとに、地域経済の循環及び持続的発展を図ることを基本理念とする。

2 地域産業の振興は、前項の基本理念に基づき、次に掲げる方針により推進するものとする。

- (1) 地域産業の基盤強化
- (2) 地域資源の発掘、収集及び積極的な活用
- (3) 地域産業を担う人材の育成及び活用
- (4) 農林業、商業、工業又は観光業の枠組みを超えた交流及び連携
- (5) 地域資源の魅力づくり及び発信の継続的な取組の展開  
(産業ビジョン等)

第4条 市長は、前条に規定する基本理念及び方針に基づき、地域産業の振興に関する施策を総合的に推進するため、地域産業の将来像及び振興の指針を示す包括的な計画（以下「産業ビジョン」という。）を策定するとともに、具体的な施策を推進するための計画を、農林業、商業、工業又は観光業ごとに策定するものとする。

2 市長は、前項の各計画を評価し、その改善に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、地域産業の振興が自らの生活の向上及び地域経済の発展に寄与するものであることを理解し、市内における消費及びサービス利用に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、周辺の生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に配慮し、自らの事業の発展、経営基盤の強化に努めるとともに、市長等及び産業経済団体が行う地域産業の振興施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用の安定を図るとともに、就業環境の向上、人材の育成に努めるものとする。

（産業経済団体の役割）

第7条 産業経済団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、その事業活動を支援するとともに、自らの活動を通じて地域産業の振興に貢献するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、地域産業の振興に当たっては、地場の小規模事業者の活用及びその連携に十分に配慮するよう努めるものとする。

（市長等の役割）

第8条 市長等は、地域産業の振興に当たっては、市民、事業者及び産業経済団体のほか、大学等の高等教育機関から意見を聴取し、必要な施策を推進するものとする。

2 市長等は、必要な施策の推進に当たっては、国、県及びその他関係機関と連携し、地場の小規模事業者の活用十分に配慮しながら、総合的かつ計画的な推進に努め

るものとする。

(産業連携推進会議)

第9条 市長は、地域産業の振興について調査協議するため、北上市産業連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第10条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第3条第2項に掲げる方針に基づく地域産業の振興に係る提言に関すること。
- (2) 地域産業の振興施策の研究及び推進に関すること。
- (3) 地域産業の振興施策の確認及び検証に関すること。
- (4) その他産業ビジョンに関すること。

(組織)

第11条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共的団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (2) 知識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第13条 推進会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 推進会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第15条 推進会議の庶務は、商工部において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。